

船舶インシデント調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	平成30年4月29日 23時20分ごろ
発生場所	茨城県鹿島港 鹿島中央信号所から真方位333° 1,560m付近 (概位 北緯35° 55.5′ 東経140° 39.8′)
インシデントの概要	貨物船 ^{えいよし} 栄吉丸は、航行中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	平成30年5月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 栄吉丸、497トン
船舶番号、船舶所有者等	136542、進宏海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、法定灯火を表示し、鹿島港の企業専用岸壁に着岸する目的で、船長が操船し、パソコン用の電子海図表示装置（以下「PC表示装置」という。）を作動させ、約6ノットの対地速力から徐々に減速しながら鹿島港北水路（以下「北水路」という。）を北西進した。</p> <p>船長は、北水路を北西進した後、右転して企業専用岸壁の前面水域（以下「本件水域」という。）に進入することとし、本件水域までの水路状況を確認しようとしてPC表示装置を調整していたところ、海図情報が表示できなくなった。</p> <p>本船は、船長が、「右舷前方に視認した赤色の灯光」（以下「本件灯光」という。）を本件水域に進入する際の右舷標識と思い、目視とレーダー画面で船位を確認しながら本件灯光を右舷側に見て右舵を取って航行したところ、浅所に座洲した。</p> <p>本船の喫水は、船首約3.50m、船尾約4.56mであった。</p> <p>船長は、PC表示装置で水路状況を確認しながら本件水域まで航行すれば良いと思い、事前に航行予定海域の水路調査を行っておらず、本件灯光が北水路の浅所域を示す目的で設置された簡易標識灯であったことを本事故後に知った。</p>
分析	本船は、北水路を北西進中、船長が、PC表示装置の操作を誤って海図情報が表示できなくなった際、本件灯光を本件水域に進入する際の右舷標識と思い、変針場所を通過して本件灯光を右舷側に見て右舵

	を取って航行したことから、浅所に座洲したものと考えられる。
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、北水路を北西進中、船長が、P C表示装置の操作を誤って海図情報が表示できなくなった際、本件灯 光を本件水域に進入する際の右舷標識と思い、変針場所を通過して本 件灯光を右舷側に見て右舵を取って航行したため、浅所に座洲したも のと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、事前に航行予定海域の標識灯や浅所の存在など水 路状況を十分に確認すること。 ・ 電子海図表示装置の操作に習熟しておくこと。